

岸和田市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）から同法260条の46第1項の規定による不動産の所有の保存又は移転の登記に係る申請があった。

同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和7年4月17日

岸和田市長 佐野 英利

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

五軒屋町町会

(2) 区域

岸和田市五軒屋町1番1号から24番22号での区域

(3) 主たる事務所の所在地

岸和田市五軒屋町22番10号

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	41.75 m <sup>2</sup>	岸和田市五軒屋町344番3

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
南 勝治	岸和田市五軒屋町276番地
永井 国松	岸和田市五軒屋町343番地
白谷 久三郎	岸和田市五軒屋町353番地
掃部 勝治郎	岸和田市五軒屋町63番地の3
布谷 鉄次郎	岸和田市五軒屋町361番地

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間、方法等に関する事項

(1) 期間

告示の日から3か月間

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書等を提出すること。

(3) 提出先

〒596-8510

大阪府岸和田市岸城町7番1号

岸和田市市民健康部自治振興課